

2018-1 奈良女子大学 新入生対象の消費者トラブル防止講座

4月4日(水)に、奈良女子大学の新入生オリエンテーションで「消費者トラブルを防止するために」という内容の講座を実施しました。この講座は、奈良女子大学からの依頼により、入学式の日の午後に約550名の新入生に対し毎年行っているものです。

大学生になると寮やアパートで一人暮らしをしたり、行動範囲が広がることで、いろいろな人と関わったり、様々な契約をすることになります。そんな時に、どのような点に注意したらよいか、消費生活相談員から、実際にあった相談事例を紹介しながら注意を呼びかけました。

具体的には、携帯電話やスマートフォンに来る架空請求メールや、SNSを使った商品販売やお金儲けの勧誘、インターネット通販のトラブル、エステの無料体験をきっかけにした高額契約、マルチ商法などの相談事例を紹介し、もしトラブルにあったらどうしたらよいか対応方法について話しました。講座の中では、講師が実際に携帯電話で消費者ホットライン188に電話をかけ、どのような音声の流れどのように相談したらよいかについて紹介しました。さらに、訪問販売の事例を紹介し、クーリングオフについてリーフレットを使って説明しました。学生は終始熱心に話を聞いていました。

最後に、トラブルにあわないためには、契約内容をよく確認すること、もしもトラブルになってもあきらめずに、消費生活センターに相談をするように伝えました。